

令和6年度 第3回桐生市再生可能エネルギー発電設備設置審議会

1. 開催年月日

令和6年10月24日(木) 午後1時30分～3時50分
市役所5階 501会議室

2. 出席委員

■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■

3. 議事日程

議案第4号 再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可申請について
(申請者：株式会社 Loop)

4. 議事の内容

議長

議案第4号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号についてご説明いたします。

1. 申請地の概要

- ・新里町高泉地内(崩壊土砂流出危険地区の集水区域)
赤城ロマンド別荘地として一体開発された敷地内
- ・面積4,832㎡
- ・発電出力225.0kw
- ・現況は山林で、開発業者が所有していましたが、差し押さえにより申請者が競売で取得しています。敷地は南北に細長い一段の土地になっています。周辺の土地利用は主に農地及び畜産であり、別荘地内の住宅は点在しています。申請地の西側に市道があります。
- ・土地は20年間の土地使用承諾です。

2. 土砂流出、溢水等について

- ・雨水は、道路側に止水壁や導水管を設置し敷地外に雨水が溢水しないようにするとともに、敷地勾配を調整し、浸透施設を4か所設置し浸透処理します。
- ・工事施行中は、仮の素掘り側溝、沈砂池を先行して設置し土砂の流出等を防止します。

3. 自然環境、景観の保全について

- ・太陽光パネルは2列で高さは約2.2mとなります。
- ・フェンスについては、説明会において目隠しフェンスで説明を行いましたが、住民との協議により、植栽(ラカンマキ)とメッシュフ

- フェンス（H=1.8m）を設置します。
- ・太陽光パネルやフェンスは、市の景観色彩ガイドラインに適合する色になります。
4. 近隣住民等の生活環境の保全について
- ・太陽光の反射は、太陽光パネルは低反射の製品を使用します。
 - ・騒音は、騒音第2種区域で昼間基準が55dBのところ、46dBで基準値以下となります。
 - ・緩衝帯は境界から2.0m確保しています。
5. 住民説明会等について
- ・説明会を実施した結果、参加者は37名で反対の意見が多数ありました。説明会後の意見書の提出が32名で、事業者が見解書を提出し、住民と協議しています。
 - ・一部住民との間で合意書の取り交わしが行われています。（水道ポンプの災害用発電設備や災害備蓄倉庫等の設置要望。）
 - ・その他、太陽光建設反対の署名（2,224人分）が市に提出されています。
6. 条例許可基準の審査結果について
- ・許可基準に適合していることを確認し、結果を審査表にまとめています。
- 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

今までに例のないような近隣住民の意見あるいは反対意見があります。皆さんの率直な意見をいただければと思います。

委員A

反対署名を出されている2,224名の方たちは住んでいる方以外も含まれていると思いますが、どのような感じで広がっているのですか。

事務局

赤城ロマンズの事務所の方が主体で集め、別荘地のため、署名者は市内、市外、県外多数になります。

委員A

赤城ロマンズは全国展開している別荘地開発業者ですか。

事務局

していないと認識しています。

事務局

別荘地の桐生市に住んでいる方が全体で25世帯41人。反対署名は2回

出されていて、第1回の署名では23世帯38人が署名しています。

委員A

ここに住んでいる方たちの多くが反対の署名をされているというのが大前提。

議長

別荘地といいます、住宅地になっているようですね。

事務局

実際住んでる方も結構います。

事務局

区画としては1829区画ありまして、別荘地は370棟建てておりまして、105人の世帯の方が暮らしています。

議長

住宅地ということですね。別荘と住宅地は違いますからね。

事務局

別荘地で暮らしている方もいます。実際に調べてはないんですけど住んでる方も多いという印象です。

議長

昨今の暑さで電力消費が増えており、その電源をどうするかということがこの辺の視野に欠けてると私は思います。反対意見なり色々なことを述べて環境、土砂崩壊あるいは、種の多様性といろいろ言いますが、そういうことも別荘地はやってきたわけですよ。住宅地と違うんですよ。そこところは理解をしつつも、他方どうしてもこれからの時代に変えていくには原子力に頼らないで太陽光で行けるかどうかという問題ですから、これについての反対意見を述べていたり、そういうのについてはいかがかなというのが私の全体としての印象ですね。

問題は土砂災害や、景観が害されるのかどうかで、景観というのは主観的な側面がありますから土砂災害の点が非常に重視されると思いますが、もちろん太陽光が乱開発でそれに対して反発があったことは間違いないが、やっぱりその希少だった太陽光をつくる。もう一つは森林とかに、太陽光を作るのはもう限界が来ていると感じます。

今後の問題としては、耕作放棄の農地とか高速道路の側面だとかに太陽光を作るというような、発想の転換をしていかなければいけないと思います。この問題が太陽光について考える良い機会ではありますが、

頻繁に住宅地とかに太陽光できてます。また東京都では来年から屋根に太陽光を作る必要もありますので、私自身は今回は別荘地という側面で住宅もあるみたいで、私も迷いがありますけれどもちょっと種類が違うかなと。前提としては私議長としてではなく私自身の考えとしては、審議会の市長にあげる場合の一つの意見として加えていただければと思います。

委員A

再生可能エネルギーに移行するということは絶対に必要なことだと思います。この土地っていうのは別荘地として開発されたものではあったとしても今105人は住宅地として住んでいる。その時に住宅として購入あるいは住み始めたときに現状の景観が、選択の中のある程度の比重を占めていたと思います。ある日突然、債務として土地が対象になったので、そこに太陽光を置かれてしまう。さらに言うとかかなり景観を作り上げた場所を更地にして、太陽光発電を並べるというのが、この人たちだけが地球温暖化を抑止するために、我慢した生活をしなければいけないのかっていう、その我慢を強いるっていうのも悪いんじゃないかな。これに関してはルール、規則的に許可しないっていう要件、事情はないので、許可するんであれば5軒、10軒とかではなくて個々の住んでいるある程度の住民ですね。別荘の利用者は分けてはいけないと思いますが、少なくとも住民の方たちのできれば過半数が同意したうえでないと、それこそここから先の宅地、別荘地全体の価値の問題であるとか別の問題が出てくるのではないかなと危惧してしまいます。こちらも単なる意見です。

議長

ありがとうございます。ほかになにかありますか。

委員B

私も意見という形でお話させていただきますと、過去に私もゴルフ場の開発ですとか都市計画法の29条そういった開発許可やってまして、やはり反対がある部分もありますし、一方で事業者は言い方は悪いですけどお金儲けといいますか、そういったことの中で非常に早く許可をくれとか、そういうプレッシャーにあったこともございます。今、委員がおっしゃいましたが許可基準に照らし合わせるとダメとは言えない、という中で事業者と地元に住まわれているかた、別荘で来られる方も含めどういった中でこうよりよく合意を求めていくか、どちらもちょうも歩み寄らないと解決しないんだと思うんですけども、審議会を通してどこまでいえるかもあるかと思いますが、あとは桐生市さんのほうがうまく仲介しつつうまく持っていける方法があるのかなと、私も答えは出ないんですけど、何らかの形でより多くの方と事業

者とが納得し合えるような場を設けるという努力をしていただくのがよろしいかなという思いを持っております。

議長

市のほうに伺います。これ例えば近隣住民の意見を聞いて見解を出して、それに対して意見あるいは協議をやってどうするのですか。やって終わりですよ。実際は。業者が協定を結んで、私が危惧しているのはこれ20年、30年と非常に長い問題で、管理が果たして言う通りに守られているのかというのは常に危惧されることです。それについて住民の方がまとまって協定なりを作ってさらに住民が監視するというような方法、自発的なものにして、法的なものではなく私的な契約をして、もちろんそんなものは事業者が変われば拘束力ありませんけど、そういう努力は必要だと思います。本件に関しては管理費を払う払わないという問題があって、管理費なんていくらでもないのだと思いますが、全部管理費も払います、何でもしますと当初に提案したんですけど全部拒否されたというわけです。作ってはダメなんだと一点張りだったと。そのあたりの前置きの方向性、それは事業者と住民の方でやってくださいと、市は介入できませんよ、それはもちろん当然なんですけど。

許可するにあたって条例によれば市長が許可するわけですけど、許可にそういうものを条件にするのか、あるいはおそらく許可しなかったら訴訟になりますよね。負けますよね。

どこまで市の条例にできるだけ安全な確実な計画で害のない、住民に対してもいい暮らしになるような方法に指導ができるのか、本件は話し合いで5人がどうのこうのといってますけども、私的な契約として拘束力を持ったものができそうなのか。

事務局

まず今回のですね、住民の方と事業者との間で合意書が、5名の方と結ばれようとしていまして、事業者とすると先ほど申し上げた防災の倉庫ですとか、給水のポンプですとか本来義務はないところに費用を投じるとすれば、やはり10名以上の合意が欲しいという部分がありまして、当初は少ない人数じゃちょっと合意のほうは結びづらいという事業者の意見もありまして、市としては条例上強制ではないけれども、反対の中で住民の方の要望を組み入れてもらえないか、というような要請はしております。

今議長からもお話ありましたように、許可条件に条例以外のものを付けるというのが可能なのかどうか、というところが難しい部分もあるのかなとは思ってはおりますけれども、引き続き事業者に対しては住民の方との合意の取り組みを続けていただく、こういった要請は引き続きやっていきたいと考えております。

事務局

管理費の問題なんですけれども事業者から伺っている話では、許可になり設置ができることになれば、管理費は支払うということをお願いしております。

委員A

ここで許可すればお墨付きということで、住民の方たちに合意を得てくださいと、そういう指導をしたとしてもここで許可をした、許可してもらったからもういいよねって言って事業を開始されるとそれこそ溝が深まるのではないかなと、それが一番怖いんですよ、ここで許可するっていう意味はそれなりに重いものだと思うのでその辺ちょっと、これどうしたらいいかわかんないんですけど、そういう心配をさせていただきます。

委員B

先ほど条件とかっていうお話があったので、条例第14条第4項には、市長は前条第一項の規定による許可において、自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために必要な条件を付することができるかとありますが、これはいま議論しているようなのでよろしいのでしょうか。それとも別の意味の許可条件なのでしょうか。ここに条件を付することができるかと規定があるんですけど、委員からもありました景観という点で条例を見ると、景観で言葉がまさしくでてますからそういったところで市長が許可する際に、ここを根拠に条件を付けるってことは可能かなと思ったんですけどもそういうことでよろしいのでしょうか。

事務局

この案件に限らず景観の審査をしていますが、この案件につきましても事業者が景観に対して配慮が全くないということではないです。今回についても通常基準の目隠しフェンスを植栽にしました。そういった配慮自体はしている部分がありますので、足りないとなるとどうすればいいのかっていう部分も出てきます。例えば住民の合意が必要という条件となりますと同意がないこととなります。植栽についても住民の意見を踏まえて、目隠しフェンスを植栽に変更している部分もございます。

委員B

ここに書かれていない条件を付けるというところではなく、別の努力をしているのであえてこれ以上求めるのは難しいというお考えでしょうか。

事務局

条例の中の手続きとしてはそれ以上のものが条件として付けられるのかは、議論が必要かなとは思いますが。

議長

景観を維持するために、条件を付けられるかもしれませんが、住民の同意が条件となるとそれは少し難しいでしょう。そういうようないろいろな重い問題なんですよ。審議会には許可する許可しないの権限がないので、そういう委員がこういう意見であった。これを市長が参考にして、許可してもいいし、しなくてもいい。条件に合ったら許可しないと、私的所有権の制限としては訴訟を起こされれば負けるでしょうから。そのあたりの問題で、審議会の意見としてどうなんですかね。

委員B

防災関係で一点確認させていただきます。76ページにご説明もありましたけれども、雨水処理の関係の集水区域とか考え方が載っていますが、貯留槽の大きさを決める時に計算式見ると30分の貯留時間かなと思えますが、先ほど審査した3件は1時間貯留していると思えますが基準的には30分以上でよろしいでしょうか。

事務局

面積で分けてまして、5000㎡以下は30分貯留、5000㎡以上は60分貯留ということで、この基準が都市計画法の開発許可に準じてまして面積で分けている状態であります。

委員B

わかりました。業者側が大きく作っているということで、特に問題ないということですね。

議長

そうすれば審議会として意見は出しましたので、許可することに関してそれでよいという方は挙手をお願いします。

挙手4名

賛成4名、反対1名で、よろしくをお願いします。